

由利本荘市芸術文化関係補助金交付要綱

令和4年4月4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、由利本荘市の芸術文化に関する事業の実施に対し費用の一部を補助することを目的とし、その交付については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号。）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年由利本荘市規則第41号。）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者、補助対象経費及び補助金の交付額)

第2条 由利本荘市芸術文化関係補助金（以下「補助金」という。）の補助対象事業者、補助対象経費及び補助金の交付額は、予算の範囲内において別表に定めるとおりとし、交付回数は年度1回とする。

2 助成対象者は、由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号。）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。

(補助金の申請等の手続)

第3条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

(実施期間)

第4条 補助事業の実施期間は、令和9年3月31日までとする。

(補助金交付の条件等)

第5条 条例第6条の規定による承認及び報告は、文書により行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の名称	補助金の交付目的	補助事業の種類	補助対象経費	補助金の率又は交付額	補助対象事業者	実績報告書提出期限
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
全国大会出場補助金	芸術文化関係の全国大会等の出場に要する経費の一部を補助する。	事業費補助	次の全国大会等の出場に要する経費 1. 国民文化祭 2. 全国高等学校総合文化祭派遣事業 3. 県予選、東北地区予選または、推薦を経て出場する大会 4. 上記に準じる大会 ただし、県内で開催されるものは除く	1人につき20,000円 (ただし、東北地方で開催の場合は10,000円)	大会出場者・団体 ※市内に在住している者に限る	事業終了後30日以内